

香取市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 2 2 日

香取市教育委員会教育長

堀 越



香取市教育委員会規則第7号

香取市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香取市奨学資金貸付条例施行規則（平成18年香取市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に規定する奨学資金の貸付けの申請を受けようとする者又はその者の親権者若しくはこれに代わる者（以下「申請者」という。）」を「の規定により申請をしようとする者」に改め、同項に次の1号を加える。

（6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

第2条第2項中「申請」を「条例第6条の別に定める申請」に改める。

第4条の見出し中「提出」の次に「及び連帯保証人」を加え、同条第1項中「規定による」の次に「貸付決定の」を加え、「奨学生」を「貸付決定者」に改め、同条第2項中「、かつ、独立の生計を営む」を「、独立の生計を営み、かつ、債務を弁償する能力を有する」に、「たてなければ」を「立てなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、貸付決定者に親権者又は後見人があるときは、同項の連帯保証人のうち1人は、当該親権者又は後見人とすることができる。

第4条第3項中「起算して」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の連帯保証人は、貸付決定者と連携して、極度額（奨学資金の月額に貸付期間の月数を乗じて得た額に相当する額をいう。）を限度として保証するものとする。

第7条第2項中「貸付金」を「奨学資金」に改め、同項第2号中「返済額」を「返済未済額」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条第1項第1号）

奨学生推薦書											
氏 名	年 月 日生		性別	学校名							
大学又は専修学校等の名称											
各教科・科目等の学習の記録（評定は5段階評価）											
教科	科目	評定 第3学年	教科	科目	評定 第3学年						
			評定の合計								
総合的な探求の時間の記録	学習活動	観点	評価								
特別活動の記録	内 容	観点	学年	1	2	3					
	ホームルーム活動										
	生徒会活動										
	学校行事										
指導上参考となる諸事項	第1学年										
	第2学年										
	第3学年										
出欠の記録											
区分		学年	1	2	3	区分		学年	1	2	3
授業日数						欠席日数					
出席停止・忌引き等の日数						出席出席					
留学中の授業日数						備 考					
出席しなければならない日数											
<p>上記のとおり香取市奨学資金貸付条例に基づく奨学生として適当と認め、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>香取市教育委員会 様</p> <p>高等学校長 図</p>											

※ 大学等に在学中の者で、当該様式により難しいものについては、別に学長が定める様式とすることができる。

第 4 号様式及び第 5 号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 3 条）

第 号
年 月 日

申請者
様

香取市教育委員会 図

奨学資金貸付可否決定通知書

年 月 日をもって申請のあった、香取市奨学資金貸付申請については、香取市奨学資金貸付条例施行規則第 3 条の規定により、下記のとおり通知します。
記

貸付の可否		貸付けをする・貸付けをしない
貸付けをする	貸 付 額	月額 円
	貸 付 方 法	5 月に 12 箇月分の額を合わせて貸付けする。
貸付けをしない	理 由	

第5号様式（第4条第1項）

誓 約 書

香取市奨学資金貸付条例に基づく奨学生として決定され、奨学資金を受けることとなりましたが、奨学生としての本分を尽くすことはもちろん、毎月 円也を借用する奨学資金の返済等下記義務を履行します。ただし、連帯保証人においては、極度額 円の範囲内で保証責任を負うものとします。なお、連帯保証人に対する履行の請求は、奨学生に対しても、その効力を生ずるものとします。

また、奨学資金を滞納した場合は、いかなる処置を講ぜられても決して異議はありません。

記

- 1 卒業後6箇月を経過した翌日から月賦（半年賦）をもって必ず返済いたします。
- 2 卒業後直ちに在学中貸与を受けた奨学資金の総額による借用証書を提出いたします。

年 月 日

香取市教育委員会 様

借 受 人	住所	
	氏名	印

連帯保証人	住所	
	氏名	印

連帯保証人	住所	
	氏名	印

※連帯保証人の氏名欄には実印で押印すること。
※連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。